

愛玩動物看護師法の制定と今後の取組み —チーム獣医療の連携推進に向けて (I)—

愛 玩 動 物 看 護 師 法 の 概 要

中元哲也[†] (農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課課長補佐)

小高大輔[‡] (環境省自然環境局総務課課長補佐)



中元 哲也



小高 大輔

1 はじめに

わが国の犬と猫の飼養頭数は、15歳未満人口(令和2年4月1日時点で約1,512万人)[1]を大きく上回る1,900万頭弱と推測され[2]、また、昭和48年の動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)の施行以降、国民における動物愛護思想の普及が進み、今や多くの家庭において愛玩動物は家族の一員としてかけがえのないものとなっている。このような中、愛玩動物へ飼い主が求める獣医療の内容が高度化、多様化するとともに、生活環境や人の健康への被害防止等の観点から、飼い主に求められるしつけ等の水準は高くなっている。

また、近年では、人と動物との関係が人に与える影響の重要性が認識され、動物を介在させた介護や福祉、疾病治療や機能回復、子どもの情操教育などに関する諸活動も行われるようになり、愛玩動物は単なる飼養の対象に留まらず、その社会的な意義も増しているといえる。

これらの社会的要請に適切に対応していくためには、人の医療と同様に、愛玩動物の診療において獣医師と動物看護師が、各々の高い専門性を前提に、目的と情報を

共有し、業務を分担しつつ互いに連携・補完し合い、獣医療の提供を行う体制、いわゆる「チーム獣医療提供体制」を整備することが必要である。また、獣医療以外の分野においても、動物看護師によるグルーミングなどの日常的な手入れや、周囲の人間へ迷惑をかけないよう適切なしつけ等の充実が求められている。

このように、今後ますます重要性が増していくことが想定される愛玩動物を対象とした動物看護師について、その資質向上・業務の適正を図ることで、愛玩動物に関する獣医療の普及及び向上並びに愛玩動物の適正な飼養に寄与することを目的として、愛玩動物看護師法(令和元年法律第50号、以下「法」という。)が議員立法により成立し、令和元年6月28日に公布された。

本稿では、法を理解するの一助となるよう、法の主な規定について解説する。

2 愛玩動物看護師の業務

愛玩動物看護師は、愛玩動物(犬、猫その他政令で定める動物)を対象に次の業務を業とする者と規定されている(法第2条)。

- ・診療の補助
- ・その他の看護(疾病にかかり、又は負傷した愛玩動物の世話など)
- ・動物の愛護及び適正な飼養に関する業務(日常の手入れに関する助言など)

このうち、診療の補助は、獣医師法(昭和24年法律第186号)第17条に規定する診療の一環として行われる衛生上の危害を生ずるおそれが少ないと認められる行為であって、獣医師の指示の下に行われるものと規定さ

[†] 連絡責任者：中元哲也(農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課)

〒100-8950 千代田区霞が関1-2-1

☎ 03-3502-8111(内線4530) FAX 03-3502-8275

E-mail: tetsuya_nakamoto250@maff.go.jp

[‡] 連絡責任者：小高大輔(環境省自然環境局総務課)

〒100-8975 千代田区霞が関1-2-2

☎ 03-3581-3351(内線6419) FAX 03-3508-9278

E-mail: DAISUKE_KODAKA@env.go.jp

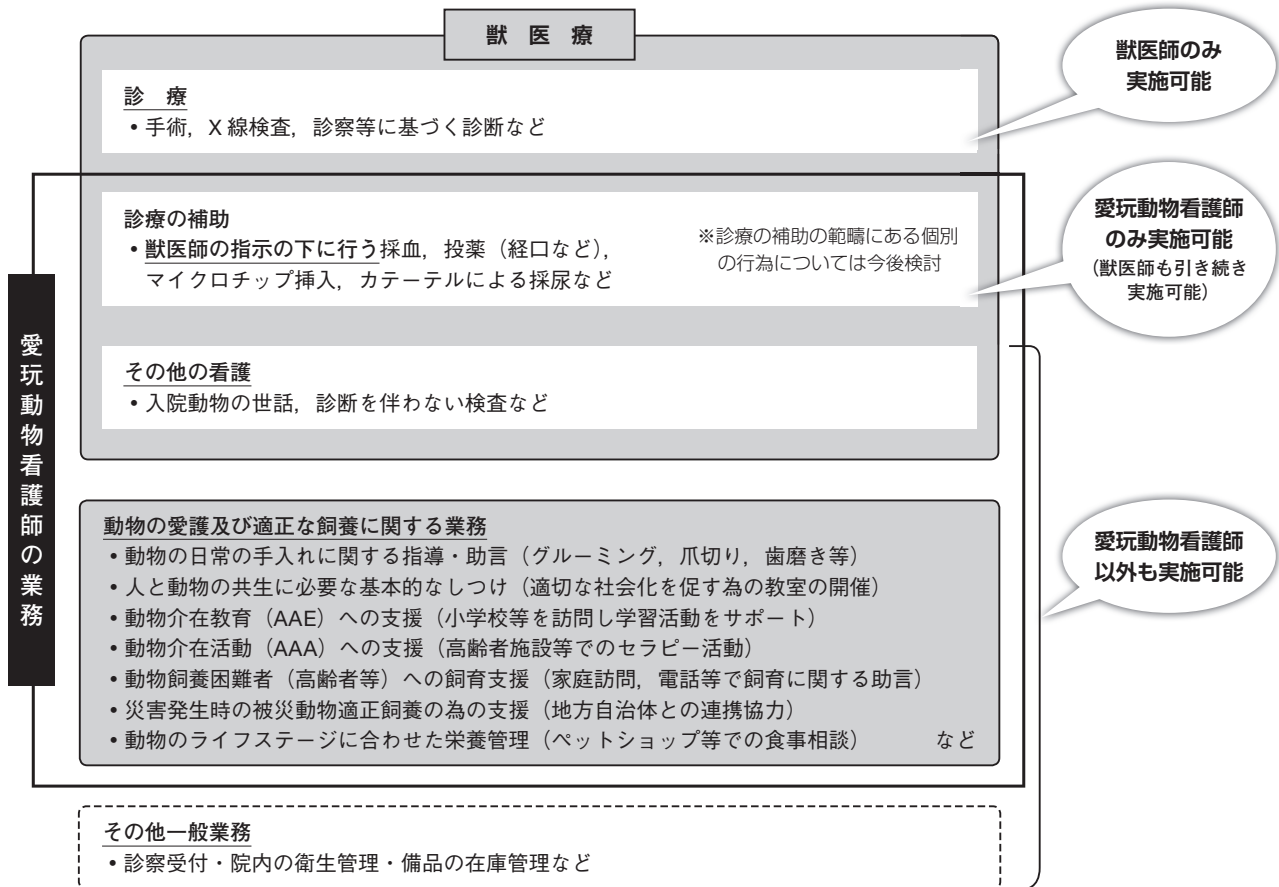


図1 愛玩動物看護師の業務範囲の考え方 (イメージ)

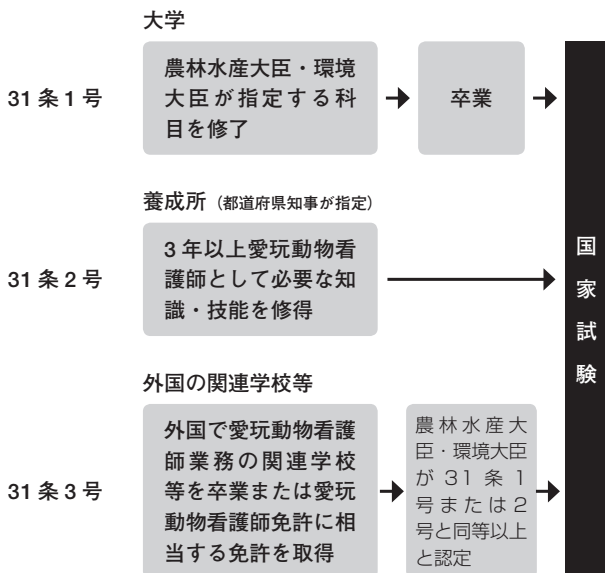


図2 大学で大臣が指定する科目を修了し卒業, 養成所で3年以上必要な知識・技能を修得等

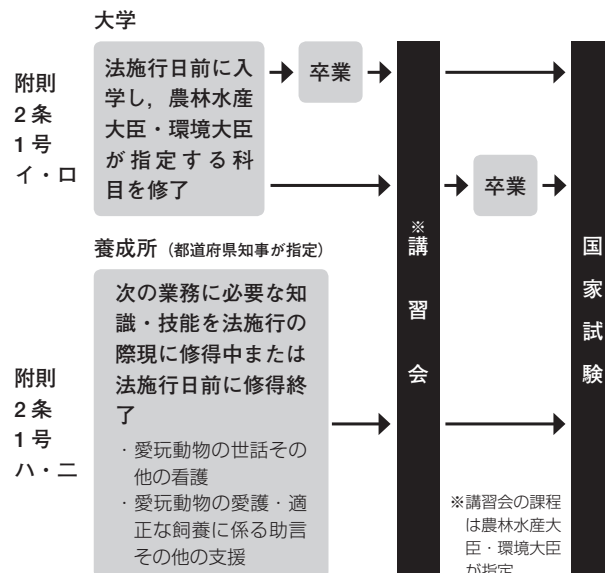


図3 法施行時の大学・養成所の既卒者・在学者が法施行日から5年を経過する日までに講習会を修了

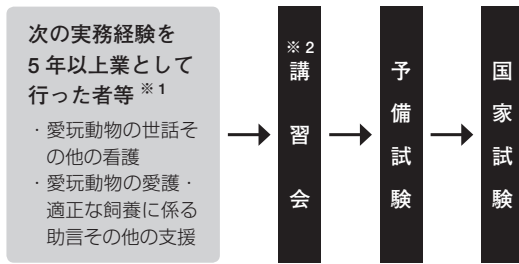
れている。

これまでは, 当該規定により獣医師のみが診療を業とすることが可能であったが, 法では, 愛玩動物看護師は, 獣医師法の規定にかかわらず, 診療の補助を行うことを業とすることを可能としている (法第40条)。

愛玩動物看護師の業務範囲の考え方について図1に示す。

また, 愛玩動物看護師でない者は, 愛玩動物看護師又はこれに紛らわしい名称を使用できないとされており (法第42条), 違反した場合には罰金が科せられる。

附則
3条
2項



- ※1 農林水産大臣及び環境大臣が実務経験者と同等以上の経験を有すると認める者を含む
- ※2 講習会の課程は農林水産大臣・環境大臣が指定

図4 5年以上の実務経験を有する者等が講習会を修了後、法施行日から5年を経過する日までの間、毎年1回以上行われる予備試験に合格

3 国家試験

愛玩動物看護師国家試験（以下「国家試験」という。）は、愛玩動物看護師として必要な知識及び技能について、毎年1回以上行うこととされている（法第29条、第30条）。

国家試験の受験資格として、大学で農林水産大臣・環境大臣が指定する科目を修めて卒業又は愛玩動物看護師養成所（以下「養成所」という。）で3年以上必要な知識及び技能を修得すること等（図2）が規定されているほか、法施行後5年間の経過措置として、法施行時の大学・養成所の既卒者・在学者（図3）及び実務経験者等（図4）に関する受験資格の特例措置が規定されている。

4 免 許

愛玩動物看護師になろうとする者は、国家試験に合格した上で、愛玩動物看護師名簿への登録申請を行うことで、農林水産大臣及び環境大臣の免許を受けなければならないとされている（法第3条）。なお、欠格事由として罰金以上の刑に処せられた者などが規定されており、欠格事由に該当する者には、免許が与えられないことがある（法第4条）。

また、免許については、欠格事由に該当するに至った場合、取消しや名称使用の停止がなされる場合がある（法第9条）。

5 指定試験機関及び指定登録機関

本法では、国家試験及び免許登録に関する事務については、農林水産大臣及び環境大臣が指定した機関に行わせることができるとされており（法第12条、第34条）、令和2年2月27日に指定試験機関として一般財団法人動物看護師統一認定機構が指定されている。

6 お わ り に

愛玩動物看護師は、診療の補助を業として行うことから、その役割の重要性及び現場での責任は大きいものになるものと考え、愛玩動物看護師が適切にその役割を果たすためには、業務に必要な知識及び技能を修得していることは当然として、獣医師が、愛玩動物看護師に対して適切かつ確かな指示を行うことが必要となる。

また、法の公布日から3年以内とされている法の施行に向けて、愛玩動物看護師の業務の範囲、その業務を行うために大学や養成所で履修すべき科目など制度の細部について定める必要がある。農林水産省及び環境省では、令和2年8月に「愛玩動物看護師カリキュラム等検討会」を設置し、法施行に向けた検討を開始したところであり、令和2年度内に検討結果を取りまとめることを目指している。その結果を踏まえ、農林水産省及び環境省では、令和3年度中に関係政省令を整備することとしている。

検討の経過については、農林水産省 HP 及び環境省 HP に掲載することとしており、ご参照頂きたい。

愛玩動物看護師法，農林水産省 HP

(https://www.maff.go.jp/j/syuan/tikusui/doubutsu_kango/index.html)



愛玩動物看護師法，環境省 HP

(<https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/kangoshi/index.html>)



参 考 文 献 等

- [1] 総務省統計局：人口推計，総務省 HP (2020)，(オンライン)，(<https://www.stat.go.jp/data/jinsui/topics/topi1251.html#aI-1>)，(参照 2020-8-28)
- [2] 一般社団法人ペットフード協会：令和元年全国犬猫飼育実態調査，一般社団法人ペットフード協会 HP，(オンライン)，(<https://petfood.or.jp/data/chart2019/index.html>)，(参照 2020-8-28)